

沿岸広域振興局長告示第31号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月8日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0331100016	相談支援事業所 大松学園	相談支援事業所 トーク	釜石市甲子町第3地割139番	平成22年4月1日